

## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和4年2月1日（火）午前10時35分頃
- 2 事故発生場所 加古川市西神吉町宮前211番1地先 市道西脇神吉線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 市道宮前6号線を北進していた市公用車が、市道西脇神吉線との交差点を右折した際、同線を西進中の相手方車両に接触し、双方の車両が損傷するとともに、相手方が負傷した。
- 5 損害の程度 相手方 人的損害 頸部捻挫、右肩関節捻挫、腰部捻挫その他
- 6 過失割合等 市：90 相手方：10  
専決日：令和4年8月9日 示談成立日：同年8月9日
- 7 損害賠償の額 1,275,143円（1,416,826円×90%）
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金1,275,143円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方に支払われる。
- 9 その他 物的損害については、専決処分及び報告済み。  
(令和4年第2回市議会（定例会）報告第4号、  
損害賠償の額 624,870円)

# 事故発生状況

